

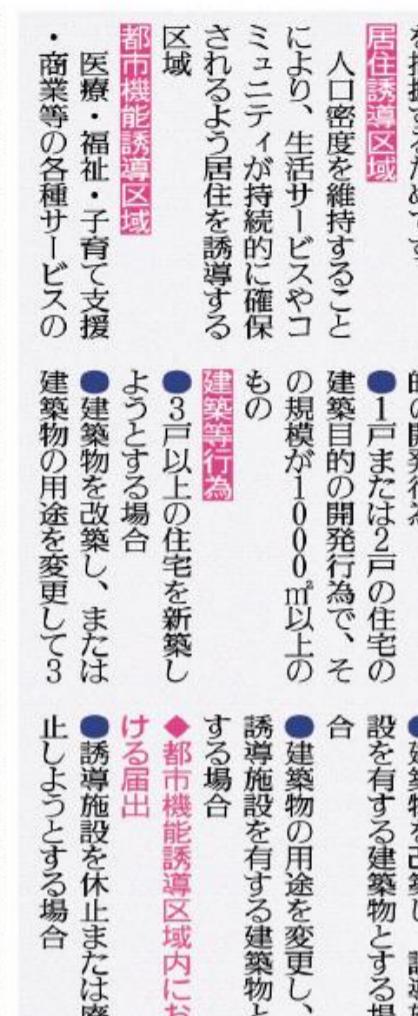
## 立地適正化計画と空家等対策計画を策定しました

### 空家等対策計画

空家等の管理は、その所有者が責任を持って適切に行う必要があります。しかし、少子高齢化等により適切な管理が行われていない空家等が増加すると見込まれています。

それを踏まえ空家等対策を総合的かつ計画的に推進するため、令和3年度から令和12年度を計画期間とする「八幡市空家等対策計画」を策定しました。

空家等の問題は、管理不全な状況になってからでは問題解決が困難になることから、より早期の段階で、管理不全空家等の発生抑制対策や、空家等の利活用・流通促進に取り組み、空家等による問題発生を未然に防ぐことを目指し、空家等対策に関する取り組みを進めてまいります。



問: 都市整備課 (☎983-5049)

立地適正化計画は「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの実現に向け、居住地や都市機能の増進に寄与する施設の立地の適正化を図ることを目的として制度化された計画です。

本市においても、居住地や都市機能の増進に寄与する施

立地適正化計画と空家等対策計画を策定しました。2つの計画書は、市役所2階閲覧コーナーおよび都市整備課窓口、市ホームページにてご覧いただけます。また、計画策定にあたり実施したパブリックコメント（意見募集）で市民の皆さまからいただいたご意見の要約と意見に対する市の考え方を市ホームページにて公表しています。

立地適正化計画の事前周知しました。

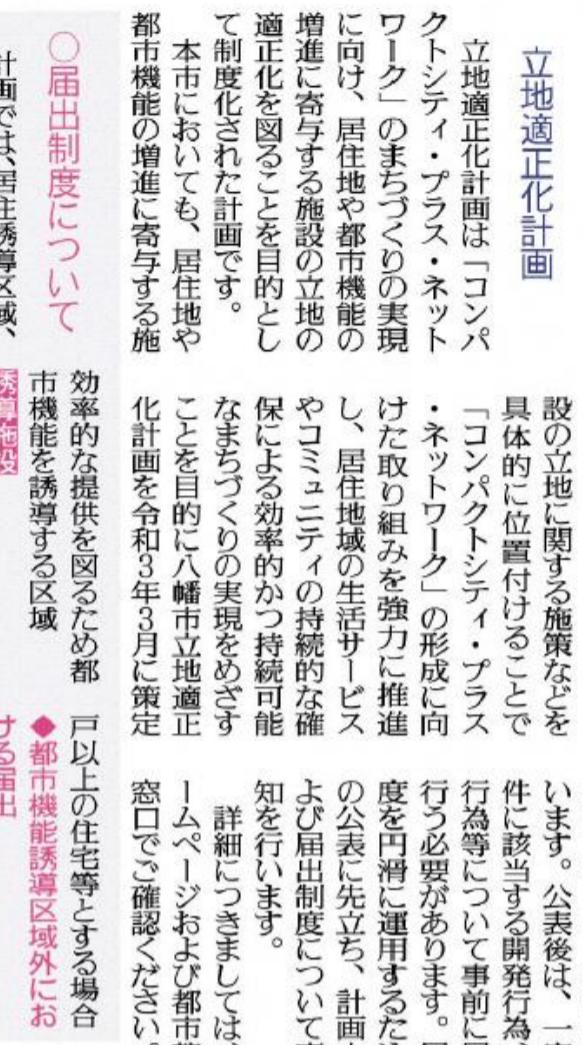
都市再生特別措置法第81条第23項の規定による公表は、令和3年6月1日を予定しています。公表後は、一定の条件に該当する開発行為、建築行為等について事前に届出を行ふ必要があります。届出制度を円滑に運用するため計画の公表に先立ち、計画内容および届出制度について事前周知を行います。

詳細につきましては、市本

設の立地に関する施策などを具体的に位置付けることで、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の形成に向かた取り組みを強力に推進し、居住地域の生活サービスやコミュニティの持続的な確保による効率的かつ持続可能なまちづくりの実現をめざすことを目的に八幡市立地適正化計画を令和3年3月に策定

窓口でご確認ください。

市機能誘導する区域



## 第四回徒然草エッセイ大賞 受賞者決まる

市制施行40周年を機に創設した徒然草エッセイ大賞の受賞者と受賞作品が決定しました。今回は「変化」をテーマに全国からエッセイ（随筆）作品を募集したところ、47都道府県および海外11方国・地域から合計3564件（一般の部1986件、中学生の部813件、小学生の部765件）のご応募をいただきました。

3月13日（土）には、授賞式を文化センターにて開催し、各賞の受賞者と受賞作品を発表しました。



徒然草エッセイ大賞各賞受賞者の皆さん  
(撮影時のみマスクを外しています)

- | 部門     | 受賞者   | 作品名         |
|--------|-------|-------------|
| ◆小学生の部 | 内田 博仁 | 『めくるめく成長過程』 |
| ◆中学生の部 | 今岡 静雄 | 『兄の火葬』      |
| ◆一般の部  | 宮本 桜帆 | 『めくるめく成長過程』 |
| ◆小学生の部 | 内田 博仁 | 『めくるめく成長過程』 |
| ◆中学生の部 | 今岡 静雄 | 『兄の火葬』      |
| ◆一般の部  | 内田 博仁 | 『めくるめく成長過程』 |

- | 部門     | 受賞者   | 作品名         |
|--------|-------|-------------|
| ◆小学生の部 | 内田 博仁 | 『めくるめく成長過程』 |
| ◆中学生の部 | 今岡 静雄 | 『兄の火葬』      |
| ◆一般の部  | 内田 博仁 | 『めくるめく成長過程』 |

わたブランド」の名称を募集します。

▽募集期間 令和3年4月1日(木)～30日(金)  
▽募集内容 「やわたブランド」コンセプトにある「  
」にあてはまるブランド名称をお考えください。  
※応募にあたっては、今月号に折り込みのパンフレット（市ホームページからも入手可）に掲載している応募方法、必要事項などをご確認ください。

問: 商工観光課 (☎983-2859)

### 中小企業者等事業継続支援金 申請期限を延長する予定です

コロナ禍により、売上が減少した市内の事業者が事業継続のために融資を受けた際に支給する「八幡市中小企業者等事業継続支援金」について、8月31日(火)まで申請期限の再延長を予定しています。

※申請は1事業者につき1回限りです。すでに支援金の支給を受けた事業者は申請できませんので、ご注意ください。

▽要件 融資制度を利用した中小企業・個人事業主で、申請する3カ月以上前から本市に住所(法人は所在地)、もしくは支店等の事業所を有すること  
▽支給額 1事業者につき10万円  
▽支給要領等配布場所 商工観光課、商工会  
※申請方法など、詳しくは市ホームページを見るか、お問い合わせください。  
問: 商工観光課 (☎983-2853)

### 「やわたブランド」の名称募集

本市に存在する、またはこれから生まれる特産品(菓子や加工品などの食品・工芸品など)を「やわたブランド」として認定し、地域の魅力とともに発信することで、地域経済の活性化を図り、市民の自信と誇り、愛着をもたらすことを目指しています。

そこで、広く皆さんに愛され、親しまれる「や

ここは「はちまんさんの門前町」

神と仏、人と人、3つの川がこのまちで出会い、千年の歴史と豊かな自然が、様々なものがたりを紡いできた。この地の記憶を未来につなぎ、新たなチャレンジをも創造する。それが、やわたブランド「」です。